

# 兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則

昭和 54 年 12 月 11 日規則第 114 号

改正 昭和 55 年 4 月 1 日規則第 15 号、昭和 55 年 10 月 28 日規則第 96 号、昭和 59 年 12 月 28 日規則第 97 号、昭和 60 年 11 月 19 日規則第 96 号、昭和 61 年 10 月 31 日規則第 84 号、昭和 62 年 10 月 30 日規則第 92 号、昭和 63 年 3 月 31 日規則第 47 号、昭和 63 年 10 月 28 日規則第 82 号、平成元年 11 月 28 日規則第 74 号、平成 2 年 9 月 18 日規則第 54 号、平成 3 年 8 月 30 日規則第 45 号、平成 4 年 10 月 9 日規則第 79 号、平成 4 年 12 月 18 日規則第 87 号、平成 5 年 11 月 19 日規則第 83 号、平成 6 年 10 月 1 日規則第 66 号、平成 7 年 2 月 1 日規則第 3 号、平成 7 年 8 月 18 日規則第 72 号、平成 8 年 7 月 16 日規則第 69 号、平成 11 年 3 月 2 日規則第 5 号、平成 12 年 2 月 15 日規則第 5 号、平成 12 年 3 月 31 日規則第 76 号、平成 12 年 7 月 28 日規則第 90 号、平成 13 年 3 月 30 日規則第 59 号、平成 13 年 10 月 9 日規則第 97 号、平成 18 年 3 月 27 日規則第 19 号、平成 20 年 12 月 19 日規則第 70 号、平成 21 年 3 月 31 日規則第 19 号、平成 23 年 3 月 31 日規則第 17 号、平成 23 年 5 月 27 日規則第 27 号、平成 24 年 9 月 25 日規則第 42 号、平成 29 年 3 月 31 日規則第 17 号、令和 3 年 3 月 31 日規則第 10 号、令和 4 年 3 月 31 日規則第 25 号、令和 5 年 3 月 31 日規則第 17 号

## 兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則

### (目的)

第 1 条 この規則は、沿岸漁業改善資金の貸付けを行うことにより、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式若しくは漁ろうの安全の確保等のための施設又は合理的な生活方法を導入することを促進し、及び青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを助長し、もつて沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規則において「沿岸漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

- (1) 無動力漁船及び総トン数 20 トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
- (2) 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業（前号に該当するものを除く。）
- (3) 水産動植物の養殖の事業

2 この規則において「沿岸漁業従事者等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 沿岸漁業の従事者
- (2) 沿岸漁業の従事者が組織する団体
- (3) 沿岸漁業を営む会社でその常時使用する従事者の数が 20 人以下であるもの

3 この規則において「沿岸漁業改善資金」とは、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金をいう。

4 この規則において「経営等改善資金」とは、経営等改善措置（沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）若しくは漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入又はこれらの支援を行うことをいう。以下同じ）を実施するのに必要な資金で別表第 1 の経営等改善資金の種類欄に掲げるものをいう。

5 この規則において「生活改善資金」とは、生活改善措置（沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入を行うことをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な資金で別表第 2 の生活改善資金の種類欄に掲げるものをいう。

6 この規則において「青年漁業者等養成確保資金」とは、青年漁業者等養成確保措置（青年漁業者、

漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得することその他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することをいう。を実施するのに必要な資金で別表第3の青年漁業者等養成確保資金の種類欄に掲げるものをいう。

(沿岸漁業改善資金の貸付け)

第3条 県は、予算の範囲内で、次条に規定する者に対して、沿岸漁業改善資金を貸し付けるものとする。

(借受資格)

第4条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けることができる者は、沿岸漁業従事者等のうち、沿岸漁業改善資金に係る事業等を適正に実施することが見込まれるものとする。

2 前項の貸付けを受けることができる者のうち、法人格のない団体にあっては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

(1) 沿岸漁業生産若しくは漁業技術の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であって、実体的活動を現に行っているもの（生活改善資金のうち、婦人・高齢者活動資金（以下「婦人・高齢者活動資金」という。）及び青年漁業者等養成確保資金のうち、漁業経営開始資金（以下「漁業経営開始資金」という。）にあっては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。）であること。

(2) 団体の規模、内容等が水産業改良普及組織等の普及指導の対象として適当と考えられるものであること。

(3) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有すること。

3 第1項に規定する者のほか、経営等改善資金のうち別表第1に規定する操船作業省力化機器等設置資金、漁ろう作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金の貸付けを受けることができる者は、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第12条第1項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第6条第3項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）のうちこれらの資金に係る事業等を適正に実施することが見込まれるものとする。

(貸付限度額)

第5条 沿岸漁業改善資金の1沿岸漁業従事者等ごとの貸付限度額は、次のとおりとする。

(1) 経営等改善資金にあっては、経営等改善資金の種類ごとに別表第1の貸付限度額欄に掲げる額とする。

(2) 生活改善資金にあっては、生活改善資金の種類ごとに別表第2の貸付限度額欄に掲げる額とする。

(3) 青年漁業者等養成確保資金にあっては、青年漁業者等養成確保資金の種類ごとに別表第3の貸付限度額欄に掲げるとおりとする。

2 1沿岸漁業従事者等に貸し付ける沿岸漁業改善資金の貸付金の合計額の限度額は、5,000万円とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。

3 経営等改善資金の1認定中小企業者又は1促進事業者ごとの貸付限度額は、第1項第1号に掲げる額とする。

(貸付利息)

第6条 沿岸漁業改善資金の貸付金（以下「貸付金」という。）は、無利子とする。

(償還期間等)

第7条 貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1の経営等改善資金の種類、別表第2の生活改善

資金の種類又は別表第3の青年漁業者等養成確保資金の種類欄に掲げる区分に応じ、別表第1、別表第2又は別表第3のそれぞれの償還期間等の欄に掲げるとおりとする。

(償還方法)

第8条 貸付金の償還方法は、均等年賦支払の方法とする。

(保証人又は担保)

第9条 貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「貸付申請者」という。)は、連帯保証人を立て、又は知事が適当と認める物件を担保として提供しなければならない。

2 前項の連帯保証人の数は、貸付金額に応じて別に定めるところによるものとする。

3 貸付申請者が団体である場合には、その構成員のうち、当該借受けによつて受益する者(その者が特定されない場合にあつては、団体の理事又はこれに相当する者)が当該団体の連帯保証人となるものとする。

(資格の認定)

第10条 貸付申請者は、貸付金の貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定(以下「資格の認定」という。)を受けなければならない。

(貸付けを行う場合)

第11条 知事は経営等改善資金の貸付けについて資格の認定の申請があつたときは、貸付申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。第3項において同じ。)が申請に係る経営等改善資金をもつて経営等改善措置を実施することにより当該経営等改善措置に係る沿岸漁業従事者等の経営又は操業状態を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る水域においては当該経営等改善措置を実施することが必要であると認められるものである場合に限り、資格の認定をするものとする。

2 知事は、生活改善資金の貸付けについて資格の認定の申請があつたときは、貸付申請者(その者が団体である場合には、その団体を構成する者)が申請に係る生活改善資金をもつて生活改善措置を実施することによりその生活を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該生活方式を導入することが必要であると認められるものである場合に限り、資格の認定をするものとする。

3 知事は、青年漁業者等養成確保資金の貸付けについて資格の認定の申請があつたときは、貸付申請者又は当該申請者の漁業経営に係る漁業労働に従事する者が申請に係る青年漁業者等養成確保資金をもつて近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することにより近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者として養成確保される見込みがある場合に限り、資格の認定をするものとする。

第11条の2 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第23条に規定する認定事業活動に経営等改善措置(同法第19条第5項第5号に規定するものに限る。)が含まれる場合における当該経営等改善措置については、当該認定事業活動に係る同法第23条に規定する認定計画に係る認定があつたことをもつて、資格の認定があつたものとみなす。

(資格の認定及び貸付けの申請)

第11条の3 貸付申請者は、沿岸漁業改善資金資格認定申請書兼貸付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に別に定める事業計画書を添付して知事に提出しなければならない。

(資格の認定及び貸付けの決定)

第12条 知事は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、別に定める兵庫県沿岸漁業改善資金運営協議会の意見等を考慮して、速やかに第11条の規定に該当するかどうかを審査し、資格の認定及び貸付けを行うかどうかの決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により資格の認定及び貸付けの決定を行ったときは、沿岸漁業改善資金資格認定書兼貸付決定通知書（様式第2号）を当該貸付申請者に交付し、かつ、沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書（様式第3号）を、なぎさ信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）に送付するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により資格の認定及び貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該貸付申請者に通知するものとする。

（借用証書）

- 第13条 前条第2項の規定により、貸付決定通知書を受けた貸付申請者は、沿岸漁業改善資金借用証書（様式第4号）を信漁連を経由して知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、貸付申請者は、知事の承認を得たときは、直接知事に提出することができる。

（事業実施報告書等）

- 第14条 貸付金の貸付けを受けた者は、貸付金の交付後3月以内（漁業経営開始資金にあつては、6月以内）に貸付金の使用を完了するものとする。ただし、当該期間内に貸付金の使用を完了することが著しく困難な場合には、知事の承認を受けてこれを延長することができる。
- 2 貸付金の貸付けを受けた者は、貸付金の使用完了後20日以内に沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
  - 3 前項の場合において、貸付金の貸付けを受けた者が法人格のない団体であるときは、沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。
  - 4 第2項の場合において、貸付金の貸付けを受けた者が経営等改善資金のうち、操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金若しくは漁船衝突防止機器等購入資金の貸付けを受けた者又は婦人・高齢者活動資金の貸付けを受けた者であつて、当該貸付けについて別表第4の左欄に掲げる条件のいずれかに該当する貸付けの条件を付されている者であるときには、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる証明書等の写しを当該証明書の発行後20日以内に知事に提出しなければならない。

（期限前償還）

- 第15条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支払期日前に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。
- （1） 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
  - （2） 償還金の支払を怠つたとき。
  - （3） 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

（支払の猶予）

- 第16条 知事は、災害又は貸付金の貸付けを受けた者（その者が団体である場合には、その団体を構成する個人）若しくは、その者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

（支払猶予の申請）

- 第17条 前条の規定により、償還金の支払の猶予を申請しようとする者（以下「猶予申請者」という。）は、沿岸漁業改善資金支払猶予申請書（様式第6号）に知事が指定する者の証明書を添え、償還期限の日前（分割払の場合の各支払期日を含む。）30日前までに知事に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ないと知事が認めるときは、知事が別に定める日までに提出することができるものとする。
- 2 前項の場合においては、信漁連を経由するものとする。

（支払猶予の決定）

第 18 条 知事は、前条の規定により沿岸漁業改善資金支払猶予申請書の提出を受けたときは、直ちに支払を猶予することが適当であるかどうかを審査し、支払を猶予するかどうかの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書（様式第 7 号）を当該猶予申請者に交付し、かつ、沿岸漁業改善資金支払猶予決定連絡書（様式第 8 号）を信漁連に送付するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定により、支払猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該猶予申請者及び信漁連に通知するものとする。

（違約金）

第 19 条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は第 15 条の規定により償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年 12.25 パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 知事は、前条第 3 項の規定により償還金の支払期日を過ぎて、支払猶予をしない旨の決定を行ったときにおいても違約金を徴収することができるものとする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（事務の委託）

第 20 条 知事は、貸付けに係る事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。）の一部を信漁連に委託することができるものとする。

（報告及び検査）

第 21 条 知事は、沿岸漁業改善資金の貸付けに係る事務を適正に執行するため必要があると認めるときは、貸付金の貸付けを受けた者又は信漁連に対して、必要な報告を求め、又は検査をすることができる。

（補則）

第 22 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 54 年度の貸付金から適用する。

附 則（昭和 55 年 4 月 1 日規則第 15 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年 10 月 28 日規則第 96 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 12 月 28 日規則第 97 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 60 年 11 月 19 日規則第 96 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 10 月 31 日規則第 84 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 10 月 30 日規則第 92 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 31 日規則第 47 号）

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 10 月 28 日規則第 82 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 11 月 28 日規則第 74 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 9 月 18 日規則第 54 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 8 月 30 日規則第 45 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 10 月 9 日規則第 79 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 12 月 18 日規則第 87 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 11 月 19 日規則第 83 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける沿岸漁業改善資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年 10 月 1 日規則第 66 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、（中略）平成 6 年 10 月 15 日から施行する。

附 則（平成 7 年 2 月 1 日規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける沿岸漁業改善資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 8 月 18 日規則第 72 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける沿岸漁業改善資金について適用し、同日前に貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 7 月 16 日規則第 69 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける沿岸漁業改善資金について適用し、同日前に貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 3 月 2 日規則第 5 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける沿岸漁業改善資金について適用し、同日前に貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 2 月 15 日規則第 5 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける沿岸漁業改善資金について適用し、同日前に貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 76 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 7 月 28 日規則第 90 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける沿岸漁業改善資金について適用し、同日前に貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日規則第 59 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 10 月 9 日規則第 97 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける沿岸漁業改善資金について適用し、同日前に貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日規則第 19 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける沿岸漁業改善資金について適用し、同日前に貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 12 月 19 日規則第 70 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の農業改良資金貸付規則、兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則及び兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、施行日以後に貸し付ける資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 19 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける沿岸漁業改善資金について適用し、同日前に貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 17 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける沿岸漁業改善資金について適用し、同日前に貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 5 月 27 日規則第 27 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける沿岸漁業改善資金について適用し、同日前に貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 9 月 25 日規則第 42 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 17 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 10 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定による申請書その他の書類については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定(以下この項において「旧様式」という。)による用紙に限り、旧様式によることができる。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日規則第 25 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日規則第 17 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



別表第1（第2条、第5条、第7条関係）

経営等改善資金の種類	貸付けの対象	貸付限度額	償還期間等
<p>操船作業省力化機器等設置資金</p> <p>（自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金をいう。）</p>	<p>次に掲げるものを設置する費用</p> <p>(1) 自動操だ装置</p> <p>(2) 遠隔操縦装置</p> <p>(3) サイドスラスター</p> <p>(4) レーダー</p> <p>(5) 自動航跡記録装置</p> <p>(6) GPS受信機</p>	<p>500万円（自動操だ装置を設置する場合にあっては1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあっては1台につき50万円、サイドスラスターを設置する場合にあっては1台につき400万円、レーダーを設置する場合にあっては1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合にあっては1台につき120万円、GPS受信機を設置する場合にあっては1台につき130万円）</p>	<p>7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、認定中小企業者又は促進事業者（以下「認定中小企業者等」という。）に対する資金にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第10条に規定する資金（以下「認定生産製造連携事業資金」という。）又は環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第25条第2項に規定する資金（以下これらを「認定生産製造連携事業資金等」という。）にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）</p>
<p>漁ろう作業省力化機器等設置資金</p> <p>（動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金をいう。）</p>	<p>次に掲げるものを設置する費用</p> <p>(1) 動力式つり機</p> <p>(2) ラインホーラー等の揚縄機</p> <p>(3) ネットホーラー等の揚網機</p> <p>(4) 巻取りウインチ</p> <p>(5) 放電式集魚灯</p> <p>(6) 漁業用クレーン</p> <p>(7) 漁獲物等処理装置</p> <p>(8) 海水冷却装置</p> <p>(9) 海水殺菌装置</p> <p>(10) 漁業用ソナー</p> <p>(11) カラー魚群探知機</p> <p>(12) 潮流計</p>	<p>500万円（動力式つり機を設置する場合にあっては1件につき500万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にあっては1台につき120万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあっては1台につき120万円、巻取りウインチを設置する場合にあっては1台につき500万円、放電式集魚灯を設置する場合にあっては1セットにつき200万円、漁業用クレーンを設置する場合にあっては1台につき400万円、漁獲物等処理装置を設置する場合にあって</p>	<p>7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、認定中小企業者等に対する資金にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、認定生産製造連携事業資金等にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）</p>

		は1台につき500万円、海水冷却装置を設置する場合にあっては1台につき180万円、海水殺菌装置を設置する場合にあっては1台につき300万円、漁業用ソナーを設置する場合にあっては1台につき500万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあっては1台につき150万円、潮流計を設置する場合にあっては1台につき500万円)	
補機関等駆動機器等設置資金 (操船作業省力化機器等及び漁ろう作業省力化機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金をいう。)	次に掲げるものを設置する費用 (1) 補機関(動力取出し装置付き推進機関を含む。) (2) 油圧装置	500万円(補機関(動力取出し装置付き推進機関を含む。)を設置する場合にあっては1台につき400万円、油圧装置を設置する場合にあっては1台につき500万円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、認定中小企業者等に対する資金にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、認定生産製造連携事業資金等にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)
燃料油消費節減機器等設置資金 (推進機関その他の漁船に設置される機器等であって、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金をいう。)	次に掲げるものを設置する費用 (1) 漁船用環境高度対応機関 (2) 定速装置 (3) 発光ダイオード式集魚灯	2,500万円(漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあっては1台につき2,400万円、定速装置を設置する場合にあっては1台につき120万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあっては1セットにつき1,300万円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、認定中小企業者等に対する資金にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、認定生産製造連携事業資金等にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)
新養殖技術導入資金 (農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物養殖の技術(以下「養殖技術」という。))又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行うのに必要	農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 (1) 養殖施設の設置費用 (2) 種苗の購入費用又は生産費用 (3) 餌料の購入費用	1人につき400万円(会社以外の団体である場合は団体構成員1人につき400万円、会社である場合は1社につき400万円)	4年以内(据置期間2年以内を含む。)。ただし、認定中小企業者等に対する資金にあっては5年以内(据置期間3年以内を含む。)、認定生産製造連携事業資金等にあっては5年以内(据置期間2年以内を含む。)

<p>な資金をいう。)</p> <p>資源管理型漁業推進資金</p> <p>(農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金をいう。)</p>	<p>(1) 水産資源の管理に関する取決めに基づき、漁具又は漁法の制限、操業時間又は操業期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等(以下「資源管理措置」という。)を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>(2) 資源管理措置と併せて、低利用資源及び未利用資源の開発措置又は利用措置並びに漁獲物の付加価値の向上の措置を行う場合における次に掲げる費用</p> <p>ア 低利用資源及び未利用資源の開発又は利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>イ 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設(加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。)の設置費用</p>	<p>1,200万円</p>	<p>10年以内(据置期間3年以内を含む。)。ただし、認定中小企業者等に対する資金にあっては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、認定生産製造連携事業資金等にあっては12年以内(据置期間3年以内を含む。)</p>
<p>環境対応型養殖業推進資金</p> <p>(農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等(資材を含む。)の購入又は設置に必要な資金をいう。)</p>	<p>漁場の保全に関する取決めに基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容、量及び方法を改善し、及び薬品又は漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用</p> <p>(1) 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容、量及び方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用</p> <p>(2) 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網</p>	<p>2,000万円(持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第5条第2項に規定する認定漁場改善計画に基づかない場合にあっては、1,200万円)</p>	<p>10年以内(据置期間3年以内を含む。)。ただし、認定中小企業者等に対する資金にあっては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、認定生産製造連携事業資金等にあっては12年以内(据置期間3年以内を含む。)</p>

	<p>防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばつ気装置等の設置費用</p> <p>(3) (1)又は(2)に関連して必要な餌料成分分析機、水質測定機、底質測定機、残留検査機器、肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用</p>		
<p>乗組員安全機器等設置資金</p> <p>(漁船に設置される転落防止用手すりその他漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金をいう。)</p>	<p>次に掲げるものを設置する費用</p> <p>(1) 転落防止用手すり</p> <p>(2) 安全カバー装置</p> <p>(3) 揚網機安全装置</p>	<p>150万円(転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合にあってはそれぞれにつき50万円、揚網機安全装置を設置する場合にあっては40万円)</p>	<p>5年以内(据置期間1年以内を含む。)</p>
<p>救命消防設備購入資金</p> <p>(漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金をいう。)</p>	<p>次に掲げるものを購入する費用</p> <p>(1) 救命胴衣</p> <p>(2) 消火器</p> <p>(3) イーパブ</p> <p>(4) レーダートランスポンダ</p> <p>(5) 小型漁船緊急連絡装置</p>	<p>130万円(救命胴衣又は消火器を購入する場合にあってはそれぞれにつき10万円、イーパブを購入する場合にあっては60万円、レーダートランスポンダを購入する場合にあっては65万円、小型漁船緊急連絡装置を設置する場合にあっては1件につき130万円)</p>	<p>救命胴衣又は消火器を購入する場合にあっては2年以内、イーパブ、レーダートランスポンダ又は小型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあっては5年以内</p>
<p>漁船転覆防止機器等設置資金</p> <p>(漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金</p>	<p>次に掲げるものを設置する費用</p> <p>(1) 漁獲物の横移動防止装置</p> <p>(2) 甲板下の魚そう</p>	<p>150万円(漁獲物の横移動防止装置を設置する場合にあっては30万円、甲板上の魚そうを廃し、これに代えて甲板下に魚そうを設置する場合にあっては100万円)</p>	<p>5年以内(据置期間1年以内を含む。)</p>

をいう。)			
漁船衝突防止機器等購入資金 (レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金をいう。)	次に掲げるものを購入し、又は設置する費用 (1) レーダー反射器 (2) 無線電話	120万円(レーダー反射器又は無線電話を購入し、又は設置する場合において、それぞれにつき40万円)	5年以内
漁具損壊防止機器等購入資金 (漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金をいう。)	漁具の標識(灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイ)を購入する費用	1人につき70万円、1団体又は1会社につき130万円	5年以内
特認資金 (沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術の導入に必要な資金として、知事が特に認める資金をいう。)	知事が特に認める機器等を購入し、又は設置する費用	知事が特に認める額	5年以内(据置期間1年以内を含む。)

別表第2（第2条、第5条及び第7条関係）

生活改善資金の種類	貸付けの対象	貸付限度額	償還期間等
生活合理化設備資金 （生活の合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金をいう。）	し尿浄化装置又は改良便所の設置に必要な資材の購入費用	30万円	3年以内
	自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用	10万円	2年以内
	太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	10万円	2年以内
生活利用法式改善資金 （家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善、その他住居利用方式の改善に必要な資金をいう。）	次に掲げるものを改造する費用 （1）居室（居間、寝室、子供室、老人室等） （2）炊事施設（炊事場、食事室等） （3）衛生施設（浴室、便所、洗面所等） （4）家事室（家事室、更衣室、土間等）	150万円	7年以内
婦人・高齢者活動資金 （婦人又は高齢者であって、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るためこれらの者が共同して行う水産動植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金をいう。）	次に掲げる費用 （1）漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等の設置費用 （2）機器等を使用して生産活動を行う場合における種苗、餌料、加工用原材料、資材等の購入費用	1団体につき80万円	3年以内

別表第3（第2条、第5条、第7条関係）

青年漁業者等養成確保資金の種類	貸付けの対象	貸付限度額	償還期間等
<p>研修教育資金 （青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金をいう。）</p>	<p>研修受講費用（旅費、教材費、授業料、視察費等をいう。）</p>	<p>国内研修を受ける場合にあっては1人につき180万円（一の研修の受講費用は、1月15万円を限度とし、当該研修の研修期間が1年を超える場合は、当該研修受講費用のうち1年分の費用に相当する額を限度とする。）、国外研修を受ける場合にあっては1人につき100万円</p>	<p>5年以内（据置期間1年以内を含む。）</p>
<p>高度経営技術習得資金 （青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金をいう。）</p>	<p>近代的な経営方法又は技術の習得に必要な費用（パーソナルコンピュータ及びその関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ並びに制御装置（制御用コンピュータ及び各種センサーをいう。）及びその関連機器（制御装置と直接連動する部分に限る。）の購入費用等をいう。）</p>	<p>1人又は1団体につき150万円</p>	<p>5年以内</p>
<p>漁業経営開始資金 （農林水産大臣が定める基準に基づき、青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金をいう。）</p>	<p>沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用（漁船の建造費用、取得費用又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具、種苗又は餌料の購入費用等（農林水産大臣が定める費用を除く。）をいう。）</p>	<p>1人又は1団体につき2,000万円（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して水産動植物の採捕の事業を行う沿岸漁業従事者等で、漁業共同改善計画（青年漁業者等が組織する団体による漁業経営の改善のための取組に関する計画をいう。）について知事の認定を受けたもの）にあっては5,000万円、一の区分された沿岸漁業部門の経営を開始する場合にあっては800万円</p>	<p>10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、認定生産製造連携事業資金にあっては、12年以内（据置期間3年以内を含む。）</p>

別表第4（第14条関係）

貸付けの条件	検査等の区分	関係書類
機器等が船舶安全法（昭和8年法律第11号）第6条第3項の予備検査を受け、これに合格するか、又は船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第65条の6の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。	機器等が予備検査を受け、これに合格したものである場合	予備検査合格証明書（船舶安全法第9条第3項）
	準備検査を受け基準に適合していることの確認を受けた場合	準備検査成績通知書（船舶安全法施行規則第65条の6第4項）
船舶安全法第5条第1項の定期検査、中間検査又は臨時検査を受け、これに合格すること。	定期検査を受け、これに合格した場合	船舶検査証書（船舶安全法第9条第1項）又は船舶検査手帳（船舶安全法施行規則第46条）
	中間検査又は臨時検査を受け、これに合格した場合	船舶検査手帳
機器等が船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。	機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合	検定合格証明書（船舶安全法第9条第4項）



様式第1号（第11条の2関係）

沿岸漁業改善資金資格認定申請書兼貸付申請書

兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則第11条の2の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金（ ）の資格の認定及び貸付けを申請します。

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）（ふりがな）

電話（ ） -

電子メール

資 金	種 類	償 還 期 間	据 置 期 間	資金交付	借り受けようとする事業費及び申請額		
				希 望 日	事 業 量	事 業 費	申 請 額
		年	年	月 日		千円	千円

	住 所	氏 名	申請者との関係
連帯保証人			
担保物件			

償 還 計 画												事務委 託機関	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
年目	年目	年目	年目	年目	年目	年目	年目	年目	年目	年目	年目		
月日	償還 額	償還 額	償還 額	償還 額	償還 額	償還 額	償還 額	償還 額	償還 額	償還 額	償還 額	償還 額	

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称	
事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従業者数	

(注) 千円とあるものについては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする(以下同じ)。

様式第2号（第12条関係）

沿岸漁業改善資金資格認定書兼貸付決定通知書

年 月 日付で申請された沿岸漁業改善資金（  
貸付けについては、その資格を認定し、下記のとおり貸付けを決定する。

資金）の資格の認定及び

第 号  
年 月 日

様

兵庫県知事

印

資 金	種 類	貸付決定番号	貸 付 金 額	
			千円	
償 還 期 限		年 月 日		
償 還 方 法	償 還 期 日	金 額	摘 要	
	第1回	年 月 日	千円	
	第2回	年 月 日		
	第3回	年 月 日		
	第4回	年 月 日		
	第5回	年 月 日		
	第6回	年 月 日		
	第7回	年 月 日		
	第8回	年 月 日		
	第9回	年 月 日		
	第10回	年 月 日		
	第11回	年 月 日		
	第12回	年 月 日		
計				
連帯保証人			ほか 人	
担保物件				
借用証書提出期限	年 月 日	資金交付日	年 月 日	

様式第3号（第12条関係）

沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書

第 号  
年 月 日

様

兵庫県知事 印

年 月 日付 第 号をもって申請のあった沿岸漁業改善資金の貸付けについて、別添のとおり貸付決定したので通知します。

様式第4号（第13条関係）

収入印紙  
貼付け欄

信漁連受理年月日	年 月 日
県受理年月日	年 月 日
貸付 決定	番号 第 号 年月日 年 月 日

沿岸漁業改善資金借用証書

資金種類							
借受者の氏名 又は名称				住所			
借入金額	千円	償還 期限	年 月 日	償還期日 及び 償還額	第1回	年 月 日	千円
					第2回	年 月 日	千円
					第3回	年 月 日	千円
					第4回	年 月 日	千円
					第5回	年 月 日	千円
					第6回	年 月 日	千円
					第7回	年 月 日	千円
					第8回	年 月 日	千円
					第9回	年 月 日	千円
					第10回	年 月 日	千円
					第11回	年 月 日	千円
					第12回	年 月 日	千円

上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用しました。ついては、兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

兵庫県知事 様

借受者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

..... 印

電話

.....（.....）.....

上記資金の借受けにつき、下記 名は兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務の責めに任じます。

氏 名	印	住 所

氏 名	印	住 所

## 沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

### (期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という。）は、兵庫県（以下「甲」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済するものとする。

- (1) 乙がこの借入金を、この証書に記載した借入金の用途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙がこの資金借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) 乙が兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (4) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

### (報告)

第2条 乙は、事業実施後20日以内に甲に対し沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告するものとする。

### (弁済の充当)

第3条 乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

### (違約金)

第4条 乙は、弁済期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し、年12.25パーセントの違約金を甲に支払うものとする。

2 乙は、兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則第17条の規定による支払の猶予の申請をした場合において支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があったときも、前項の規定による違約金を支払うものとする。

### (連帯保証人)

第5条 表記保証人は、この契約に基づく一切の債務について乙と連帯して、乙と保証人間の契約のいかんにかかわらず、これの履行の責めを負う。

### (保証人の追加等)

第6条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

### (担保の提供)

第7条 乙は、甲がこの契約に基づく債務の担保が必要であると認めた場合は、甲の指定するところにより、この資金により設置し、又は購入する機器等を対象に別に締結する譲渡担保設定契約等により譲渡担保等を設定するものとする。

2 乙は、前項の規定による譲渡担保等を設定する場合は、貸付申請の際にあらかじめ、担保として提供する物件の明細を申し出るものとし、甲は、この申出に基づいて前項の指定を行うものとする。

### (担保の保全)

第8条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他に譲渡し、賃貸し、担保に供し、又はその状況を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。

2 乙は、担保として提供した物件が滅失し、毀損し、又はその他により担保価値が減少した場合は、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

### (担保の追加等)

第9条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

借受者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） -

電子メール

先に借り受けた沿岸漁業改善資金（ 資金）については、下記のとおり事業を完了したので報告します。

記

1 借受状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	資金種類	借受金額
年 月 日	年度 第 号	年 月 日		千円

2 事業実施状況

事業着工		年月日		事業完了		年月日		事業実施		計画と実績との相違点とその理由
年月日		年月日		年月日		場所				
事業計画				事業実績						
事業名	数量	単価	金額	事業名	数量	単価	支払金額	領収書番号		
		円	円			円	円			
計				計						

### 3 資金調達の実績

	総事業費	資金調達区分		
		沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
申請計画実績	円	円	円	円

### 4 事業費等の確認

貸付限度額	円	貸付超過額	円	処理経過	
確認の証明	<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>農林事務所等の長 印</p>				

### 5 添付書類

- (1) 資金調達の実績については、借受けが共同の場合には個人別明細表
- (2) 納品書及び領収証の写し



沿岸漁業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

-----  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
-----

電話（-----）-----

電子メール-----

年 月 日付貸付決定（貸付決定番号第 号）で沿岸漁業改善資金を借り受けましたが、下記のとおり支払いの猶予を申請します。

資金の種類					
借受者の氏名 又は名称					
借受金額					
当初の償還方法	償	還	期	日	金 額
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変更後の償還方法	償	還	期	日	金 額
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変更理由					

添付書類

知事が指定する者の証明書

様式第7号（第18条関係）

沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書

猶予決定番号 年 第 号

年 月 日付貸付決定（貸付決定番号第 号）の沿岸漁業改善資金については、下記のとおり決定する。

第 号  
年 月 日

様

兵庫県知事

印

資金の種類					
借受者の氏名 又は名称					
借受金額					
当初の償還方法	償	還	期	日	金 額
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変更後の償還方法	償	還	期	日	金 額
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円

様式第8号（第18条関係）

沿岸漁業改善資金支払猶予決定連絡書

第 号  
年 月 日

様

兵庫県知事 印

年 月 日付 第 号をもって申請のあった沿岸漁業改善資金支払猶予について、別添のとおり決定したので通知します。